

栃木県警察足跡取扱要領の制定について

平成25年12月9日

栃鑑第3号

足跡取扱規則(昭和54年国家公安委員会規則第6号)及び足跡取扱細則(昭和54年警察庁訓令第9号)に基づき、栃木県警察の足跡等の取扱いについて必要な事項を定めたもの。

主な内容

- 遺留足跡の採取及び送付、その保管
- 写真票の作成
- 履物底写真票の作成
- 足跡手配の活用
- 簿冊の備付